

第二十二回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君

理事高橋 禎一君 理事辻 政信君

理事江崎 真澄君 理事森 三樹二君

理事田原 春次君

長井 源君 保科善四郎君

栗山 博君 山本 正一君

大坪 保雄君 小金 義照君

田中 正己君 田村 元君

石橋 政剛君 下川儀太郎君

渡邊 惣藏君 鈴木 義男君

出席國務大臣

國務大臣 杉原 荒太君

出席府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(人事局長)

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

五月二十五日

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八一號)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八二號)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八三號)

同月二十四日

恩給法の一部を改正する法律の一部

改正に関する請願(福田昌子君紹介)

(第九一號)

同(荒船清十郎君紹介)(第九四六號)

同(平野三郎君紹介)(第九四七號)

同(熊谷憲一君紹介)(第九四八號)

軍人恩給支給額引上げ等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第九四五號)

宝塚市に自衛隊演習場設置反対に関する請願(永田亮一君紹介)(第九四九號)

北海道士別市の地域給引上げの請願(芳賀貢君紹介)(第九二二號)

山形県米沢市に薪炭手当支給に関する請願(黒金泰美君紹介)(第九五〇號)

兵庫県太子町外二箇市町の地域給引上げの請願(河本敏夫君紹介)(第九五一號)

愛知県横須賀町の地域給引上げの請願(久野忠治君紹介)(第九五二號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

總理府設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六四號)

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八一號)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八二號)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八三號)

○宮澤委員長 これより会議を開きます。

總理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます、根本官房長官。

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局」に改める。

第十三條を削り、第十四條を第十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

(航空技術研究所)

第十四條 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係各行政機関の共用に供する機関とする。

一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係各行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないとして認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験

二 委託に応じて行う前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験

三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

2 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るために必要であると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3 航空技術研究所は、東京都に置く。

4 航空技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。

第十五條第一項の表中

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二二號)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「関係各行政機関の共用に供する研究機関」を「總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十條に規定する航空技術研究所」に改める。

○根本政府委員 ただいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、總理府に付属機関として航空技術研究所及び海外移住審議会を設置することが目的であります。

まず、航空技術研究所の設置につき申し上げますと、航空技術の向上をはかるために、近代の航空技術に即応した研究及び試験を実施することのできる充実した航空技術研究機関を国に設けますことは、かねてから行政機関、大学、民間会社など関係方面の強く要望するところでありました。

しかしながら、航空技術の試験研究に必要な施設や設備は、風洞をはじめ多額の経費を要するものが多くありますので、国費の節約をはかるために、これらの施設を一カ所に集め、共用の機関として運用することのできる航空技術研究機関を設置することが、適当と考えられるのであります。このことにつきましては、航空技術審議会

からも、政府の諮問に依り、「関係各行政機関の共用に供する航空技術研究機関設置の基本方針」についての答申がありましたので、ここに、航空技術研究所を設けることとした次第であります。

また、海外移住審議会の設置につきましては、このたび、海外移住に関する行政事務機構をいたしまして外務省に移住局を置くこととし、別に外務省設置法の一部を改正する法律案を提案いたしました。今後における海外移住問題の緊要性にかんがみまして、海外移住政策に関する重要事項について審議する諮問機関を設ける必要があると考えられますので、ここに、海外移住審議会を設置することとした次第であります。

次に、改正法律案の概要を申し上げます。

第十条の改正は、付属機関として航空技術研究所を加えたものであり、第十四条は研究所の目的、実施事項等を規定したものであります。第十四条第一項では、航空技術の向上をはかるために必要な研究及び試験並びに調査で、この研究所で行う研究、試験及び調査の範囲を規定し、あわせてこの研究所は、その施設及び設備を関係各行政機関の共同使用に供することを目的としておることなどを規定し、第二項では、その施設及び設備は、民間に対しても使用させることができる旨を、第三項及び第四項では、設置の場所及び内部組織に関して規定いたしております。

また、第十五条の改正は、その他の付属機関として海外移住審議会を加えたものであります。審議会の目的と

しては、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に依りて海外移住政策に関する重要事項を審議するものである旨を規定いたしました。審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令をもって定めることにいたしました。

なお、右に伴いまして、字句等について、所要の改正、整理をいたしました。

以上が、この法律案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○官澤委員長 次に自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。杉原國務大臣。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「管区隊」の下に「混成団」を加え、同条に次の一項を加える。

4 混成団は、混成団本部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

第十二条の次に次の一条を加える。

（混成団長）

第十二条の二 混成団の長は、混成団長とする。

2 混成団長は、方面総監の指揮監督を受け、混成団の隊務を統括する。

第十三条中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区総監部」を「管区総監部及び混成団本部」に改める。

第十四条中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に改める。

第二十条第一項中「航空教育隊」を「航空団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 航空団は、航空団司令部及び飛行群その他の直轄部隊から成る。

第二十条の次に次の二条を加える。

（航空団司令）

第二十条の二 航空団の長は、航空団司令とする。

2 航空団司令は、長官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

（部隊の長）

第二十条の三 航空団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十一条を次のように改める。

（航空団の名称等）

第二十一条 航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

2 特別の事由によつて航空団及び航空団司令部を増置し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更する必要がある場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で航空団及び航空団司令部を増置し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部

令部の名称及び所在地を変更することができ。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第二十四条に次の二項を加える。

3 前二項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

4 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する長官の指揮監督については、長官の定めるところによる。

第二十八条中「管区総監」の下に「混成団長」を加える。

第二十九条第三項中「方面総監又は管区総監」を「管区総監又は混成団長」に改める。

第三十六条の見出しを「陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長」に改め、同条第一項を次のように改める。

陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士（以下「陸士長等」という。）は二年を、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士（以下

「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基づき、三年を任用期間として任用されることができる。

第三十六条第二項中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を、「陸曹候補者」の下に「海曹候補者又は空曹候補者」を加え、同条第四項及び第五項中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を、「当該陸士長等」の下に「当該海士長等又は空士長等」を加える。

第四十条中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を加える。

第四十五条第一項中「陸士長等」の下に「海士長等及び空士長等」を加える。

別表第一中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区総監部」を「管区総監部及び混成団本部」に、「北方方面隊」を「北方方面総監部」に改める。

部 一 札幌市 「北方方面隊」を「北方方面総監部」に改める。

札幌市 「第六管区隊」を「第六管区総監部」に改める。

「第六管区隊」を「第六管区総監部」に改める。

「第七混成団」を「第七混成団本部」に改める。

「第八混成団」を「第八混成団本部」に改める。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。  
別表第三

| 航空団の名称 | 航空団司令部 |     |
|--------|--------|-----|
|        | 名      | 所在地 |
| 航空団    | 航空団司令部 | 浜松市 |

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六條、第四十條及び第四十五條第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の自衛隊法第三十六條の規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された同法同条第一項に規定する海士長等及び空士長等については、適用がないものとし、これらの者の停年については、なお従前の例による。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「十六万四千五百三十八人」を「十九万五千八百十人」に改め、同條第二項中「十三万人」を「十五万人」に、「一万五千八百八人」を「一万九千三百九十一人」に、「六千二百八十七人」を「一万三千四百六十六人」に、「十五万二千五百十五人」を「十七万九千七百六十九人」に改める。  
第二十四條第一項前段中「陸上幕

僚副長」を「陸上幕僚副長二人」に、「海上幕僚副長」を「海上幕僚副長一人」に、「航空幕僚副長」を「航空幕僚副長一人」に改め、同條第四項中「幕僚副長」を「陸上幕僚副長、海上幕僚副長、航空幕僚副長」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「陸上幕僚副長、及び（以下単に「幕僚副長」という。）」を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 陸上幕僚副長は、長官の定めるところにより、幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條の二を第十一條の三とし、第十一條の次に次の一項を加える。  
（俸給の調整額）

第十一條の二 別表第二又は別表第六に掲げる俸給の額が次の各号に掲げる特殊の官職にある事務官等に対して適当でないとき認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給の額につき政令で適正な調整額表を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいずれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場合に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給額の百分の二十五をこえてはならない。

第十六條 航空機乗員として政令で定める自衛官（以下次項において「乗員」という。）には航空手当を、艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下次項において「乗組員」という。）には乗組手当を、落下さん隊員として政令で定める自衛官（以下次項において「落下さん隊員」という。）には落下さん隊員手当を、それぞれ支給する。

第二十七條第二項中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外の部分中「陸士長以下」を削り、同項第一号中「百二十日」を「百日」に改め、同項第二号中「百八十日」を「百五十日」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「五日」を「四日」に改め、「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分（前項第二号に掲げる者にあつては、百八十日分）」に相当する額をこえるとき、又は「を削り、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同條第三項中「陸曹候補者」の下に、「海曹候補者又は空曹候補者」を加え、「海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日から起算し、「二年」を「三年」に改め、同條第五項中「五日」を「四日」に、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同條第六項中「陸士長、一等陸士、二等陸士若しくは三等陸士から一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹（以下「陸曹」という。）」に、又は陸曹から三等陸尉以上の自衛官に昇任した場合を、陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官に昇任した場合」に改める。

2 航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当は、乗員、乗組員又は落下さん隊員がそれぞれ乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特に乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務したもののみなされる日を除き、支給しない。

3 航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の五十以内において政令で定める。

第十七條第一項中「船舶が、長官の定める定め、港を出発した日から当該定め、港に帰着するまでの航海を行う日について、を「船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより」に改める。

第十八條の二第二項及び第十九條中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十二條の次に次の一項を加える。

2 国は、前項の規定による療養の給付を担当する者が請求することのできる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十七條第二項中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外の部分中「陸士長以下」を削り、同項第一号中「百二十日」を「百日」に改め、同項第二号中「百八十日」を「百五十日」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「五日」を「四日」に改め、「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分（前項第二号に掲げる者にあつては、百八十日分）」に相当する額をこえるとき、又は「を削り、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同條第三項中「陸曹候補者」の下に、「海曹候補者又は空曹候補者」を加え、「海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日から起算し、「二年」を「三年」に改め、同條第五項中「五日」を「四日」に、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同條第六項中「陸士長、一等陸士、二等陸士若しくは三等陸士から一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹（以下「陸曹」という。）」に、又は陸曹から三等陸尉以上の自衛官に昇任した場合を、陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官に昇任した場合」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法

第二十八条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
(昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸士長等に対する経過措置)

2 改正後の防衛庁職員給与法第二十八条第一項から第六項までの規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官については、適用がないものとし、これらの者に対する退職手当については、なお従前の例による。ただし、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用期間を定めて任用された陸士長以下の自衛官が同年四月一日以降においてその志願により引き続き任用された場合におけるその者に対する退職手当については、改正後の防衛庁職員給与法第二十八条第一項から第六項までの規定を適用する。

3 (租税特別措置法の一部改正)  
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の十第一項第一号中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

4 前項の規定による改正後の租税特別措置法第七條の十及び第七條の十一の規定は、個人の昭和三十一年度分の所得税又は医療法人のこの法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下附則第七項において同じ)の施行の日以後に終

了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十九年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。  
第十三條第二項に後段として次のように加える。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第二項の規定により、療養の給付を担当する者が国に対して請求することができ、診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、同様とする。

6 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

7 前項の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四及び第七十二條の十七の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税又は

昭和三十一年度分の個人の事業税から適用し、医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分以前の個人の事業税については、なお従前の例による。

○杉原国務大臣 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略について御説明いたします。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は、現下の情勢に対処し、わが国が独立国家の実をあげるためには、その防衛力を国力に応じて整備充実する必要がありますことを認め、防衛庁の職員の定員を三万一千二百七十八人増加することといたしました。すなわち、現在の定員十六万四千五百三十八人を十九万五千八百十人に改めようとするものであります。三万一千二百七十八人の増加のうち、二万七千六百五十八人が自衛官で、残りの三千六百十八人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、二万人が陸上自衛官、三千五百八十三人が海上自衛官、四千五百九十九人が航空自衛官で、十二人が統合幕僚会議に所属する自衛官であります。自衛官の増員は、陸上自衛官にあつては方面隊一の増設、混成団二の新設その他に充てる要員であり、海上自衛官にあつては艦艇の新造完成に伴いその就役に要する人員その他であり、航空自衛官にあつては、航空団の新設、航空操縦学校等の充実のため必要要員であります。

なお、陸上幕僚副長の定数を二人とし、陸上幕僚監部の事務の円滑なる遂行をはかることといたしております。次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

九州地方の防衛上の重要性にかんがみ、西部方面隊を設けることとし、また管区隊に準ずる総合部隊として混成団二を新設し、方面隊の編成に加えることとするほか、航空自衛隊に新たにジェット機を基幹とする航空団を設ける等の規定をしております。

第二は、現在陸上、海上、航空の各自衛隊の機関があります。業務遂行上一体的運営を必要とする場合には、隊上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができ、経済的、効率的運営をはかろうとするものであります。

第三は、現在任用期間は陸士長等だけに設けられておりますが、今回、海士長等及び空士長等の年齢構成及び階級構成の適正化をはかるため、新たに海士長等及び空士長等に三年の任用期間を設けることとし、これに関し必要な改正をいたしております。

次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

別途提案いたしました自衛隊法の一部改正法案によりまして、海士長以下の海上自衛官及び空士長以下の航空自衛官にも陸士長以下の陸上自衛官と同様に任用期間を設けることといたしましたので、これらの者にも陸士長以下の陸上自衛官と同様の特別退職手当を支給することとして、所要の規定の改正を行うこととさせていただきます。

次に、ジェット機搭乗員、落下傘隊員等の訓練の本格化に伴いまして、その勤務の実情に即応した手当を設けることとし、このために必要な規定の改正を行わんとするものでございます。

また、自衛官等の部外診療に対する診療報酬の審査及び支払いについて、一般の社会保険の医療給付と同様の取扱いをするを適当と認め、このため社会保険診療報酬支払基金法等について所要の改正を行いました。その他防衛庁の事務官等に対して一般職の国家公務員と同様に俸給の調整額制度を設ける等所要の改正を行うこととしております。

以上が三法律案提案の理由並びにその内容の概要でございます。

何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○宮澤委員長 右三案に対する補足説明を求めます。

○加藤政府委員 ただいま国務大臣及び官房長官から、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその内容の概要について御説明がございましたが、これについて補足説明をいたしたいと存じます。

まず防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。陸上自衛官は、現在十三万人であります。この二万人の増員は、西部方面隊の新設及び混成団の新設等主動部隊の拡充強化にその大半を充てることとしております。

海上自衛官は、現在一万五千八百八人であり、改正定数は、一万九千三百九十一人で、三千五百八十三人の増であります。そのおもなるものは、艦艇の新造完成等に伴い、これが就役に必要な人員及び航空部隊の増強に必要な人員であります。

航空自衛官は、現在六千二百八十七人であり、改正定数は一万三千四百六十六人で、四千五百九十九人の増であります。航空団の新設並びに操縦学校及び訓練航空警戒隊の増強その他に必要な人員であります。

統合幕僚会議の自衛官は、十二人の増員を見ることがあります。

自衛官以外の職員は、陸上自衛隊では後方部隊及び補給処等の要員として二千三百一十一人、海上自衛隊では海上幕僚監部、地方総監部、学校等の要員として四百二十人、航空自衛隊では航空幕僚監部、学校等の要員として七百八人の増員、その他調達実施本部、技術研究所、防衛大学校等の要員として計四百五十九人を増すこととしております。

陸上幕僚副長は、二人とされることとなっておりますが、この二人の陸上幕僚副長の任務の分担、幕僚長に事故がありまたは幕僚長が欠けたときの代理の方法については、長官の定めるところによることとしております。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

西部方面隊の編成は、方面総監部、管区隊一、混成団一及びその他の直轄部隊をもつて編成することとしたし、方面総監部は熊本市に置くこととしたしております。

混成団は、管区隊に準ずる部隊で混

成団本部、普通科連隊一、特科連隊一を基幹として編成することとしたしております。第七混成団は北部方面隊の編成に加え、その本部は札幌市近郊に置き、第八混成団は西部方面隊の編成に加え、その本部は熊本市に置くこととしております。次に混成団長に對しては、管区総監と同様に、長官は編成管理事務等特別の事務について校長、処長等を指揮監督させることができること、また地方連絡部長の指揮監督権を与えることとしております。

航空団の編成は、航空団司令部、飛行群及びこれが支援部隊をもつて編成することとし、航空団司令部の所在地は浜松市としております。

混成団及び混成団本部並びに航空団及び航空団司令部の特別の事由による増置、廃止またはその名称及び所在地の変更については、方面隊、管区隊または地方隊と同様に国会閉会中であるときに限り、政令で増置、廃止または変更の措置ができることとしております。

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の機関としてそれぞれ学校、補給処、病院等及び臨時の機関が設けられることとなっておりますが、これらの機関は自衛隊の業務遂行上、一体的運営を必要とする場合には、共同の機関として置くことができることとしようとすることは、国務大臣の提案理由の説明にあった通りであります。その場合における共同の機関に對する長官の指揮監督について、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長が行う職務については、長官が定めるところによるものとしております。

海士長等及び空士長等の任用期間を設ける趣旨についてすでに説明がありましたが、海士長等及び空士長等の任用期間を設けないままにしておきますと、漸次、その年齢構成が高まり、隊員の気力、体力の低下を来するとともに海曹または空曹への昇任が困難となり、その結果は部隊の活動力に影響し、また隊員の士気の沈滞を招くおそれがあり、種々支障を生ずると考えられますので、この際任用期間を設け、これらの欠陥の発生を未然に防ごうとするものであります。

その他任用期間を設けることに関連して、これらの者の停年制の廃止、再志願、任用期間の延長等の制度を設け、陸士長等と同様の取扱いをすることとしております。海士長等、空士長等の任用期間の制度は、昭和三十一年四月一日から施行することとし、同年三月三十一日までに採用された者に対しては適用しないこととしております。

なお、自衛隊法の一部を改正する法律は、方面隊、混成団、航空団の設置の時期は、施設等の事由であらかじめ規定することが困難でありますので、公布の日から起算して七ヶ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、改正の趣旨を追い細部の事項を補足して御説明申し上げます。

新たに設けました第十一条の二の規定は、現在の一般職の職員の給与に関する法律第十条にならって規定したものであります。すなわち防衛庁の事務官等についても、その勤務場所または

職務の困難危険により、同様の職務と責任を有する者に比して、その俸給を調整する必要がある者に対して、その制度を認めんとするものでございます。

第十六条の改正は、全文改正の形式をとっておりますが、落下傘隊員手当の新設と航空手当等の額の最高水準を現行の二五％から五〇％に引き上げたこと及びこれに伴う規定の整備がその改正の内容でございます。

落下傘隊員手当の新設の趣旨は、昨年来、これを行方者に対して特殊勤務手当として所要の手当を支給しておりましたが、今年度においては、その隊員を増加し本格的に落下傘の部隊を設置する予定でありますので、これを航空手当、乗組手当と同様、法律上の手当として支給することとせんとするものであり、また手当の最高水準の引き上げは、ジェット機訓練の本格化に伴って、その乗員に對して勤務の実情に應ずる適当な手当を支給せんとするものでございます。

第十七条第一項中の改正は、各種艦船の航海行動の実情に即して航海手当を支給することとせんがため、政令でその支給基準を定め得ることとしたことがためでございます。

第十八条の二の第二項中の改正及び第十九条中の改正は、落下傘隊員手当を期末手当及び勤勉手当の計算の基礎とすること及びその支給方法について定めたものであります。

次は、第二十二條の改正であります。現在自衛官等につきまして、部外の医療機関が行なった療養に要した費用の額の審査及び支払いは、自衛隊の機関で行なっているものでありますが、

これを一般の社会医療保険における診療報酬の額の審査及び支払いに關する事務と同様に、社会保険診療報酬支払基金に委託して行なってもらふことを適當と認め、このため本条に新たに第二項を設けたのでございます。

次に、第二十七條第二項中の改正は、自衛官が公務災害を受けた場合における補償額の算定に當つては、落下傘隊員手当をも従来の航空手当及び乗組手当と同様に、その基礎とするためであります。

次は第二十八條の改正であります。昭和三十一年四月一日以降において、海士長以下の海上自衛官及び空士長以下の航空自衛官について新たに三年の任用期間が設けられることに關連しまして、これらの者に對しても、現在任用期間の定めのある陸士長等と同様に特別退職手当を支給することとしたためのものであります。ただ、今回その支給範囲がこれらの海上自衛官、航空自衛官にも拡張されますので、財政上の考慮等からいたしまして、この際、従来の退職手当の額、一年につき六十日分を五十日分に改めることとし、關連する諸規定について所要の整備を行つたものであります。

次に附則につきまして御説明申し上げます。

附則第一項の規定は、この一部改正法の施行期日を規定いたしましたものでございます。特別退職手当に關する規定の施行期日は、海士長及び空士長以下の自衛官についての任用期間の設け、明年四月一日以降採用の者について行われることとなつておりますので、これと合せて明三十一年四月一日としたわけでありませう。

附則第二項は、特別退職手当に関する必要な経過措置を規定いたしましたもので、昭和三十一年三月三十一日までに任用された陸士長、海士長及び空士長以下の自衛官につきましては、現行の規定を適用することとしておりますが、ただ現に任用期間を定めて任用されている陸士長等が明年四月一日以降においてその任期を満了し、その志願により引き続いて任用される場合には、その任用については改正規定の適用を受けることとしておるのであります。

附則第三項から附則第七項までの規定は、本則の第二十一条の改正により、自衛官等の部外診療に要した療養費の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができることとしたことに関連する改正であります。すなわち、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正することにも開業医、医療法人の課税に関し、一般の社会医療保険等の療養費の支払いについて現在認められているところと同様な措置をとることとするため、租税特別措置法及び地方税法につき所要の改正を行なったものであります。以上をもって御説明を終りいたします。

○宮澤委員長 以上四案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。  
次会は公報をもってお知らせいたします。

午後二時十七分散会